

総務委員会会議録

日時 平成27年 3月11日(水) 開会時間 午後12時59分
閉会時間 午後 3時50分

場所 防災新館3階301会議室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 高木 晴雄
委員 棚本 邦由 武川 勉 保延 実 山下 政樹
鈴木 幹夫 望月 利樹 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 前 健一 会計管理者 堀内 久雄
人事委員会委員長 石川 善一 代表監査委員 芦沢 幸彦
選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
総務部理事 石原 三義 総務部次長 伊藤 好彦
総務部次長(人事課長事務取扱) 小島 徹 職員厚生課長 渡邊 一男
財政課長 田中 俊郎 税務課長 鷹野 正則 管財課長 中澤 宏樹
私学文書課長 三井 孝夫 市町村課長 望月 幹也
防災危機管理課長 山下 宏 消防保安室長 中野 修
出納局次長(会計課長事務取扱) 小林 幸子 管理課長 渡辺 健
工事検査課長 丸山 正視
人事委員会事務局長 原間 敏彦 人事委員会事務局次長 大塚 克秀
監査委員事務局長 広瀬 正三 監査委員事務局次長 鈴木 明彦
議会事務局次長(総務課長事務取扱) 佐野 光一

議題 (付託案件)

(平成26年度関係)

- 第40号 山梨県消費者行政活性化基金条例中改正の件
- 第44号 平成26年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第4条地方債の補正
- 第49号 平成26年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算
- 第50号 平成26年度山梨県県税証紙特別会計補正予算
- 第53号 平成26年度山梨県公債管理特別会計補正予算

(平成27年度関係)

- 第1号 山梨県世界遺産富士山基本条例制定の件
- 第2号 山梨県知事の調査等の対象となる法人を定める条例制定の件
- 第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

- 第 5 号 山梨県行政手続条例中改正の件
- 第 6 号 山梨県職員定数条例中改正の件
- 第 7 号 山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第 11 号 山梨県食の安全・安心推進条例中改正の件
- 第 16 号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第 19 号 平成 27 年度山梨県一般会計予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第 3 条地方債、第 4 条一時借入金並びに第 5 条歳出予算の流用
- 第 21 号 平成 27 年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第 25 号 平成 27 年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第 26 号 平成 27 年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第 27 号 平成 27 年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第 31 号 平成 27 年度山梨県公債管理特別会計予算
- 第 35 号 包括外部監査契約締結の件

- 請願第 23- 3 号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の 1
- 請願第 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の 1 及び 2
- 請願第 23-14 号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第 23-15 号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて
- 請願第 23-16 号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて
- 請願第 24- 7 号 「取り調べの全過程の可視化を求める意見書」の採択を求めることについて
- 請願第 25- 3 号 地方自治と民主主義を守る立場から、沖縄全自治体の総意を尊重し、日本政府に対し、米軍新型輸送機オスプレイの配備撤回と全国での低空飛行訓練中止を求める意見書の提出を求めることについて
- 請願第 25-10 号 地方財政の充実・強化を図ることについて
- 請願第 26- 4 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書採択について
- 請願第 26- 5 号 特定秘密保護法を撤廃する意見書提出を求めることについて
- 請願第 26- 7 号 憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認に反対する意見書提出を求めることについて
- 請願第 26-11 号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第 26-13 号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求めることについて
- 請願第 27- 1 号 ヘイトスピーチに対する取り組みの充実強化を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願については、いずれも採否を留保すべきものと決定した。

審査の概要 午後 12 時 59 分から午後 3 時 50 分まで、途中、午後 2 時 45 分から午後 3 時 31 分まで休憩をはさみ総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について審査を行った。

主な質疑等 総務部関係

- 第 44 号 平成 26 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第 2 条繰越明許費の補正中総務委員会関係のもの並びに第 4 条地方債の補正

質疑

(地域消費喚起等支援交付金について)

高木副委員長 課別説明書総 23 ページ、地方消費喚起等支援交付金についてお尋ねしたいと思います。

まず当交付金の目的でありますけれども、地域消費の喚起及び子育て世帯に対する支援の充実について、具体的に教えていただけませんか。

望月市町村課長 市町村においては、国の地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、プレミアムつき商品券の発行等を行う予定であります。これは地方の消費喚起や生活支援を目的としたものでありますけれども、この市町村事業に対して県がさらに交付金を交付することによりまして、例えば商品券のプレミアム率のアップなどができ、これにより消費喚起効果をさらに高め、速やかな地域への波及を促す狙いがあります。また、子育て世帯を対象とした事業を実施する市町村に対しては、交付金をさらにプラス配分し、より手厚い支援を行うことにより、子育て世帯への商品券の販売額を減額できるようにするなど、市町村における子育て事業の充実を図ることとしております。

高木副委員長 今回の御説明で、市町村が国の交付金を活用したプレミアム商品券を発行して、それにさらに県がプレミアムをつけているということでありまして、私は効果を大変期待するところであります。子育て世帯への商品券の減額はさらに商品券の魅力を高めることにつながっていくと思うんですけれども、その商品券の具体的なイメージ、どのように扱っていくのか教えていただきたいと思っております。

望月市町村課長 例えば 1 万 3,000 円分の商品券を 1 万円で販売する場合、プレミアムが 3,000 円となるわけですけれども、そのうちの 2,000 円を市町村が負担します。残りの 1,000 円を県からの上乗せの交付金を充当します。それでプレミアム率を上げまして、商品券の一層の利用を促進します。また、子育て世帯への支援の場合ですけれども、市町村の状況によりまして交付金の充当は自由に設定できますけれども、割引額を市町村と県で負担して、例えば 1 万円で販売する商品券を 1,000 円割り引いて 9,000 円で販売するなど、子育て世帯への支援を強化しています。

高木副委員長 今回の例を聞きますと、随分大きなプレミアムで、市町村、さらに県が負担しているということですから、市町村でつけたプレミアムについて、今度県のほうはそれをまた販売するときに減額するという意味ですね。そういうことであれば、非常に大きな効果が期待されますし、消費者にとっては喚起を非常に大きく促すものになると思っておりますが、その PR をどうやって県がしていくのか。そのことによってまた、それを利用する人がさらに活用しながら消費を拡大しようと、こういうことにつながっていくと思うんです。非常にいい施策だと思っておりますけれども、具体的にどのように周知徹底を図るのかお聞きしたいと思います。

望月市町村課長 委員御指摘のとおり、PRは大変重要であると考えております。本事業については、市町村広報を活用するなど市町村と連携する中で、子育て世帯をはじめ広く住民への周知を図りまして、特典を拡大した商品券の利用を促進してまいりたいと考えております。

(退職手当について)

望月委員 総6の退職手当の2,800万円余なんですけれども、退職ということである程度予測がついていても、足りなくなったということでは不足額が生じたという御説明だったんですが、本来であれば、このぐらいの人員がいて、このぐらいの退職金がかかると。途中でやめたから余ったということは理解できるんですけども、不足が生じたというのはちょっとわからないものですから、詳しく教えていただけませんかでしょうか。

小島総務部次長(人事課長事務取扱)

もともと退職手当は、定年退職者、そして、任意退職者、これを見込んでございます。定年退職者はある程度人数がわかるんですけども、任意退職者は過去の平均値を出しております。本年度につきましては、年度途中で退職した方、死亡退職を含めて比較的年齢の高い層あるいは、管理職などもおりましたので、そういったことで予測よりもやや上回る形になったということで増額をさせていただきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第49号 平成26年度山梨県市町村振興資金特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第50号 平成26年度山梨県県税証紙特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第53号 平成26年度山梨県公債管理特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第6号 山梨県職員定数条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第16号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第19号 平成27年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第3条地方債、第4条一時借入金並びに第5条歳出予算の流用

質疑
(地方交付税の歳入予算について)
山下委員 まず総1ページなんですけれども、地方交付税が、前年度から比べると23億円の歳入マイナスということになっているんですけれども、予測のわけでございます

ようけれども、どうしてこういう数字になっているのか教えていただきたい。

田中財政課長 平成27年度の当初予算でございますが、骨格予算で計上しておりまして、6月以降にまた補正で増額する要因があると思います。その分を多少留保してとってあるという部分もございますので、そういったあたりで多少前年度よりも額が少なくなっていて計上しているという状況でございます。

(福利厚生費について)

山下委員 総9ページ、福利厚生費の元気回復事業というのは、職員を対象としてやるわけですよね。どういった事業をやっているんですか。

渡邊職員厚生課長 この元気回復事業の主なものにつきまして、ライフプラン講習会、これは、年代別に平成27年度は4階層を予定しておりますけれども、退職後の人生設計等のプランを立てていくための講習会等を開催しております。それから、予算的には83万円になりますけれども、職員文化展等を計上しております。それから、葬儀に係る生花贈呈ということで、職員の御両親とか御家族が亡くなられたときに生花を贈呈しておりますが、これを元気回復事業のところに計上させていただいております。

(恩給及び退職年金費について)

山下委員 同じく総10ページで、恩給者36人という支払い、この恩給者っていわゆるどいう方々に当たっているんですか。

渡邊職員厚生課長 恩給の適用者につきましては、昭和37年11月30日以前に退職された方で山梨県職員であった方、警察職員であった方、教育職員であった方が対象になっております。また、現在恩給を受けているのは、今申しあげました昭和37年11月30日以前に退職された方ですけれども、それ以降の方につきましては、現在は共済制度によりまして共済年金を支給しているところであります。

山下委員 お亡くなりになってしまったとかそういうことじゃなくて、退職された方なんですか。

渡邊職員厚生課長 退職者でございます。昭和37年11月30日以前の退職者です。当時は共済制度がございませんでしたので、恩給のほうを支給しております。

(歳出予算の総額について)

山下委員 細かい数字はみんなパラパラとは見たんですけれども、防災が結構な金額で減っているんです。これを見れば、総務費も減っているし、総額で見ると結構な金額が減っている。裏側に細かいのは出ているので、見たらわかるんだけど、こんなに金額が減っているというのは事業がなくなっているからでしょうけれども、主なものというのをもう一遍説明していただきたい。

田中財政課長 平成27年度の当初予算につきましては、骨格予算としておりまして、通常の年度よりも多少少ない金額が計上されております。主なものでございますが、まず公共事業と県単公共事業はそれぞれ8割、7割の計上としておりますので、例えば公共事業ですと92億円ほど昨年度の当初よりも少なくなっております。また、県単公共につきましては32億円ほど少なくなっております。あとは、大きいところですと、商工特会の繰出金につきましては、資金需要が減少しておりますので30億

円ほど事業費は少なくなっております。大きいところでは以上でございます。

(県税収入について)

安本委員

総1ページの歳入予算についてお伺いしたいと思います。県税の地方消費税、この数字はどういった根拠というか情勢で見込まれているのかお伺いしたいと思います。

鷹野税務課長

地方消費税につきましては、今年度の4月から税率は上がったんですが、リアルタイムにお金が入ってくるわけではなく、決算期に合わせて申告をしまします。例えば今年度の5月までは、全部前年度の収入にかかっているものなので、地方消費税が入ってこない。それに合わせて順次決算が、例えば4月末決算の法人が6月に決算を打てば1カ月分だけ入ってくるというふうな格好で入ってきますので、来年度からほぼ平年度ベース化してくるということでこういったアップになっております。

安本委員

事業税の増加については、景気情勢というか、法人の事業の状況とかどういうお考えでこの見込みを立てられるのかお伺いしたいと思います。

鷹野税務課長

事業税ですが、本県の場合ですと、精密機械の業界が非常に大きなウエートを占めておまして、その業界の中でも大きなウエートを占めている企業の来年度決算がよいということ予想しておりますので、こういった数字を出しております。

(消防学校費について)

棚本委員

総50ページ、消防保安室の中の消防学校費について伺います。大変御尽力いただきまして消防学校、消防訓練棟等建設が済んだわけでありましたが、最近の消防に関する事案というのは、多様化という言い方をすると何か軽いように聞こえるかもしれませんが、さまざまな災害想定があります。その中で、この建設した消防学校含めた消防職員と団員の訓練棟というのは非常に重要な意義を果たすものと思われまします。改めてここで予算計上されている中で、これができることによって、消防団あるいは消防職員、従来の訓練とどのような変化というか効果が生じるのか、その点をまずお伺いいたします。

中野消防保安室長

新しい消防学校の訓練の特徴としましては、消防職員・団員の受講を受けやすい環境をつくるということと、消防需要の専門化・高度化に対応できる実践的な訓練をしようということで今建設をしているところでございます。

例えば、消防職員に対しては、新採用の初任教育と救急科を合わせて4月からは、今までは半年間の宿泊研修でしたけれども、これを8カ月間に延ばしまして総合的に訓練をしようということになっております。

また、予防教育としましては、危険物科等の今までは35時間だったところを、時間を49時間にふやそうということで、科目によっては時間数が大幅にふえております。

また、新しい施設としましては、水難施設として25メートルプールや深さ8メートルの潜水プールがありまして、県内の川とか沼とか湖を想定した救助訓練等もやっていきたいと思っております。また、山岳も山梨県は地形的にありますので、山岳救助研修ということで、斜度45度とか60度の斜面を生かして山岳の救助訓練も新しくやっていきたいと思っております。

一方、消防団に対する研修につきましては、現場の指揮をとる者の指揮能力が大変重要だということが東日本大震災の教訓としてありますので、指揮幹部科という

新しい科をつくりまして、分団長とか現場の指揮者用の研修も新しく今年度から始めております。

また、単位制を導入しまして、1日の研修では無理だという方については、半日とかいうことで、それを合わせれば1つの単位になるということで、単位制の導入とか、学校前教育訓練と言いまして、基本的なものは市町村でやったものも消防学校でやったものとしてみなすということで新しいカリキュラムをやっております。

また、消防団員については職業を持っている方がほとんどでございますので、全ての教育研修については土日研修に充てるような工夫もしております。また、御嶽山などの教訓を踏まえまして新しい資機材等も消防団に入っておりますので、その資機材を安全、確実に使う能力のための研修も新たに来年度からしようと思っております。

また、県民に対しては、自主防災組織等の教育訓練では、地域防災力ということで、県民に向けての研修も今考えているところでございます。

棚本委員

人口減の中で限界集落とまで言われている地域、私も山間地に住んでおりますが、消防団というのは、実践としても含めて心のよりどころであります。消防団に対する期待というのは、各地の災害を見ても大変活躍されておりますから、この訓練というのは非常に重要であるという認識を持っている1人でもあります。

そこで、今、説明を受けましたが、これから常備消防、非常備消防含めて消防職員・団員の訓練のメニューというのは、これから先、例えば協議会をつくられて各消防本部とのすり合わせ等を県がしながら進めるのか、そんな想定されておられたら、簡潔で結構です。

中野消防保安室長 これは今の消防学校もあつたんですけれども、消防長と消防学校と消防保安室が入って学校運営協議会というものがあつまして、そこで協議をしているところでございます。

(高等学校等奨学給付金について)

望月委員

総36ページの高等学校等奨学給付金について、低所得世帯の私立高校生等が安心して教育を受けられるように、教科書や学校用品等に係る教育費負担を軽減するため給付金を支給することですが、先ほど御説明があつたんですが、改めて全体の内容をもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

三井私学文書課長 今年度新規事業として実施してある事業でございます。該当者は平成26年4月1日以降に高等学校等、本県でいきますと専修学校高等課程も含まれますが、1学年に入学した者が基本的に対象になりますので、明年度につきましては高校1年生と2年生が基本的に対象というイメージだと思います。そうした方々の7月1日現在での生活保護受給世帯や、市町村民税の所得割が非課税というような低所得者の世帯に対しまして、いわゆる授業料は別途減免事業あるいは就学支援金等がございますので、学用品の購入とか修学旅行とかそういった別途かかる教育費の負担について渡し切りとして給付をするものでございます。

例えば、生活保護受給世帯の場合の私立全日制でございますと年額で5万2,600円、市町村民税の所得割の非課税世帯でございますと私立全日制で3万9,800円。例えばお兄さん、お姉さんとか別に扶養する子供がいるような場合で市町村民税の非課税世帯等でございますと、私立学校全日制で13万8,000円、こういった金額が渡し切り費という形で支給するような形になっています。

望月委員

別途かかる教育費に支援していくということで大変いい考え方だと思います。このことについて効果というか、どのぐらいの世帯がどういうふうに助かるのかとい

う、その効果がもしありましたらお聞かせいただければと思います。

三井私学文書課長 平成26年度の2月末現在ですと225名ほどが、私学文書課所管分の私立学校としてはこの奨学給付金の支給の対象として申請がございまして支給をしているという状況でございます。明年度につきましては、学年進行等もございまして、予算上はおおむね480人程度の支給を見越しているところでございます。効果につきましては、年額で支給させていただいているところで、今年度でいうと225人という方々が学用品等の部分の教育の負担が軽減されたということと考えております。

望月委員 先ほど高1、高2ということで対象ということですが、高3については同じような何か救済措置というものはあるのでしょうか。

三井私学文書課長 申しわけありません。今年度導入して学年進行しているということですので、明年度につきましては、高校3年生についてはこの対象とはなってございません。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第21号 平成27年度山梨県災害救助基金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第25号 平成27年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第26号 平成27年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第27号 平成27年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第31号 平成27年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めることについて

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

請願第25-10号 地方財政の充実・強化を図ることについて

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

請願第26-13号 消費税増税の撤回を求める意見書提出を求めることについて

意見 (「採否を留保」と呼ぶ者あり)
討論 なし
採決 全員一致で採否を留保すべきものと決定した。

所管事項

質疑 なし

その他 ・ 第 4 4 号議案説明の際、小林出納局次長から源泉所得税の徴収不足の事案について説明があり、委員長から適正な業務執行を求める発言があった。
・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。

以 上

総務委員長 白壁 賢一